

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 23日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目
1番1号 JPタワー名古屋26階

氏名 アイカ工業株式会社
代表取締役社長 小野勇治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-533-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 アイカ工業株式会社 丹波工場

事業場の所在地 兵庫県丹波市柏原町下小倉960番地

計画期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 1639 その他有機化学工業製品製造業

②事業の規模 560,190万円(令和元年度実績)

③従業員数 88名(令和2年4月1日現在)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙 表3)のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙4のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	70 t	t
	(これまでに実施した取組) 有価物化による削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	排出量	67 t	t
	(今後実施する予定の取組) 有価物化による削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価物化による削減
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価物化による削減

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	なし
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	70 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 有価物としての分別強化		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	67 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	67 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 有価物の比率向上		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 元年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	70	t
	(今後実施する予定の取組) 自社並びに契約中の処理委託業者も電子マニフェスト導入済み 令和2年4月より運用を開始する		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

④ 産業廃棄物の一連の工程

表3)産業廃棄物の種類と発生・処理状況

2019 年度

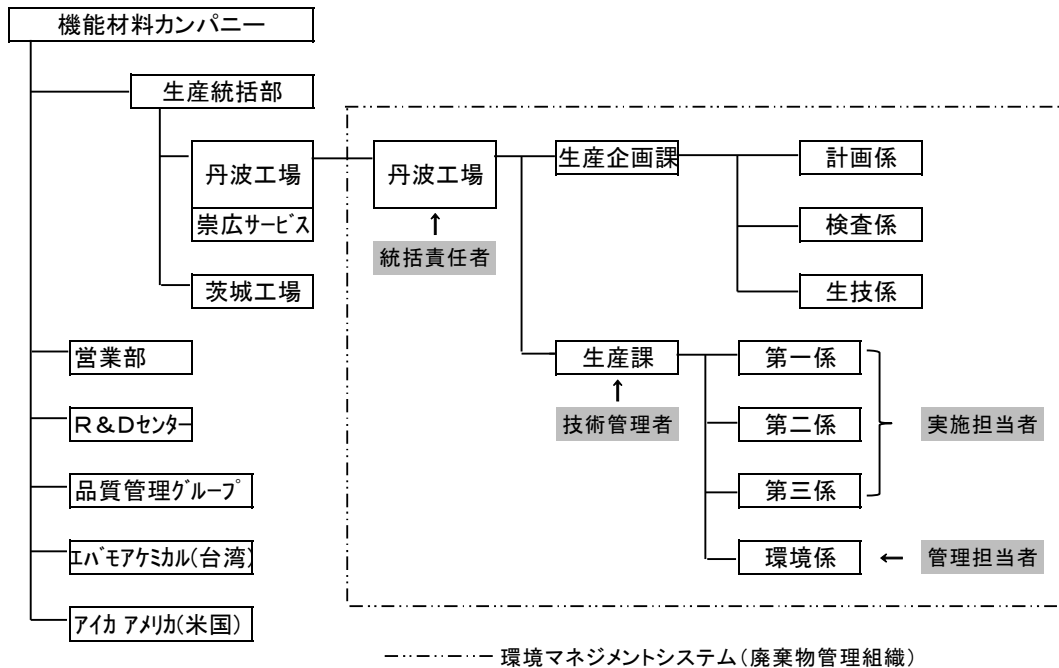
産業廃棄物の種類		発生源	性状	発生量 t/年 (構成比)	処理方法(現状の工程) (中):中間処理 (最):最終処分 ○:自己処理 ●:委託処理
汚泥	a. 水系樹脂	製造釜・容器の洗 浄水	液状 固 形分1~ 2%	9208 (93.32%)	① 凝集沈殿の後、脱水(中)○ ② セメント原料として再利用(最)● ① (9208t/年) ② (827t/年)
	b. 水系樹脂	樹脂ろ液 樹 脂洗浄水	液状 固 形分10~ 15%	0 (0.00%)	① 中和調整に利用後脱水(中)● ② 脱水汚泥を埋立(最)● ① 0 ② 0
	c. 水系樹脂	排水ピットの沈澱 物・規格外製品等	液状 固形 分40~ 60%	306.1 (3.10%)	① 有機物主体の汚泥を焼却(中)● ② 燃え殻を埋立(最)● ① (306t/年) ②(76t/年 管理型)
廃油	d. MIBK・トルエン 等の有機溶剤 特別管理産業廃 棄物 (引火性廃油)	製造釜の洗浄溶 剤・脱溶剤工程・規 格外製品等	液状	69.7 (0.71%)	焼却処理(最)● (70t/年)
	e.高沸点溶剤・ 機械油等の一般 廃油	溶剤の不要サンプ ル等機械油等各製 造工程で発生	液状	0 (0.00%)	燃料として再利用(最)● (t/年)
廃プラ類	f. ホリエチ・ホリブ ロ・アクリル・スチレン 等の樹脂	主に原料等の包装 容器、紙袋に付い た内袋で、使用済 みのもの、粉体樹 脂の残渣等。ホー ス、配管等の塩ビ 樹脂	固形分 (粉体含 む)	281.4 (2.85%)	① 塩ビ以外の廃プラ類と雑芥を焼却 (中)○ ② ①の燃え殻をセメント原料化(最)● ③ (中)以外をセメント原料として再利用(最)● ① (21t/年) ② (10t/年) ③ (260t/年)
金属屑	g. ドラム缶等の 鉄くず	原料等の金属空容 器類		0	再生利用
硝子 陶磁器 屑	h. 試薬のガラス 瓶、コンクリート 固化物	研究、試験作業等 により排出	固形物	1.4 (0.01%)	埋立(最)● (1t/年 管理型)
合計				9866.6 (100.00%)	

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所 属：丹波工場 工場長
廃棄物担当	組 織 名：生産課環境係 組織人数：4人
役	廃棄物処理統括責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	工場環境管理 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関する検討 ・廃棄物の発生抑制、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 ・メンバー IS014001 委員会（委員長：工場長） （委 員：各課長）（事務局：生産課環境係） ・特別管理産業廃棄物管理責任者（生産課環境係） ・産業廃棄物中間処理施設技術管理者（生産課課長）
割	廃棄物管理担当 生産課環境係 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 ・収集運搬業者及び処理業者、再生利用業者の調査選定及び管理 ・委託契約の締結及び管理 ・マニフェスト伝票の交付管理（電子含む） ・監督官庁への各種報告及び対応 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係事項への対応

アイカ工業(株)丹波工場 産業廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

①管理体制

丹波工場内の各課は廃棄物の処理を適正に行い、発生量の削減と再利用を促進するために前項（1）の編成で工場長の指揮のもとで管理を行なう。

②管理方法

廃棄物削減やリサイクルのための作業標準等の作成について技術管理者、管理担当者の参画を図り検討する。

(3) 教育・研修

年間安全衛生計画に沿って実施する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再利用の状況について正確な情報を提供する。地元住民の代表者を対象に環境管理に対する当工場の見学や実態説明等で相互理解を深める。